

第8節 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(1) 地方消費税交付金の交付額について

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増減額	備 考
地方消費税交付金	102,278	98,597	△ 3,681	
うち 社会 保 障 財 源 分	45,331	43,700	△ 1,631	

(2) 地方消費税交付金の充当状況について

(単位：千円)

事業名	R1事業費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他		うち、地方消費税交付金	
民生費	社会福祉総務費 国保会計繰出金	46,947	18,344		28,603	3,178
	老人福祉総務費 後期高齢者医療事業	121,227	15,817		105,410	11,711
	老人福祉総務費 介護保険会計繰出金	172,553	4,287		168,266	18,694
	心身障害者福祉費 医療給付事業	150,007	92,737	28	57,242	6,359
	児童措置費 ひとり親家庭医療費助成事業	2,317	825		1,492	166
	児童措置費 児童手当給付事業	64,515	53,712		10,803	1,200
衛生費	予防費 感染症予防費	11,685	70		11,615	1,290
	母子衛生費 医療費助成事業	14,455	4,533		9,922	1,102
合 計	583,706	190,325	28	393,353	43,700	

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※2 社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(消費税法第1条第2項)です。その他社会保障施策とは、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策です。